

入札説明書

件名 令和5年度 倉浜衛生施設組合で使用する電力供給

上記に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、沖縄市契約規則及びこの入札説明書の定めるところによる。

倉浜衛生施設組合

1 契約者

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

2 契約担当課

〒904-2141

沖縄県沖縄市字池原3394番地

倉浜衛生施設組合 総務課企画係

電話098-937-9942

3 内容

(1) 件名

令和5年度 倉浜衛生施設組合で使用する電力供給

(2) 数量

予定使用電力量

295,106 kWh

(3) 履行の内容等

別紙「令和5年度 倉浜衛生施設組合で使用する電力供給仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 供給期間

令和5年4月1日の午前0時から令和6年3月31日の24時まで

(6) 履行場所

倉浜衛生施設組合

沖縄県沖縄市字池原3394番地

4 質問回答

本書及び仕様書等の内容に質問がある場合は、本組合指定様式の質問書をもって行い、回答については、本組合HPへ掲載します。なお、質問のない場合は、回答の掲載は行いません。

※質問が無い場合は、無しで返信ください。

(1) 提出先 入札公告末尾欄の 「12 問合せ先」 をご参照下さい。

(2) 提出締切日 令和5年 1月 6日 (金) 午後5時まで

(3) 回 答 日 令和5年 1月 10日 (火) 午後5時まで

5 入札及び入札書の作成

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書、委任状は、所定の様式を使用しなければならない。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状のない入札は、無効とする。委任状には法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公平取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札書（指定様式）の記載項目
 - ① 入札書
 - ② 入札書の日付「令和 年 月 日」（応札する日を記入すること。）
 - ③ 住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）
 - ④ 入札金額（仕様書別紙一覧に示した契約電力及び予定使用電力量に、契約単価を乗じて得た金額の合計。）

※記載するに当たっての注意事項。

総価で入札に付する。入札金額は、仕様書等に示した契約容量、契約電力又は契約電流(以下「契約電力等」という。)及び予定使用電力量に、入札者が設定した契約電力等に対する月額単価(基本料金。消費税及び地方消費税の額を含む。)及び使用電力量に対する単価(電力量料金。消費税及び地方消費税の額を含む。)を乗じて得た額の合計の110分の100に相当する金額(少数点第三位切り上げ)を入札書に記載すること。

なお、入札金額の算出基礎とした、契約単価積算内訳書（入札書別紙。以下「内訳書」という。）を入札書に添付するとともに、内訳書で表示していない単価を積算の基礎としているときは、その根拠となる単価及び計算

式を明示した資料を併せて提出すること。

※内訳書については、参考様式であり、所定の様式があれば、それを使用して構いません。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書に記載すること。

6 入札の無効

「沖縄市契約規則」及び「沖縄市建設工事等競争入札心得」をよく参照すること。特に入札書類の配達指定日の誤りや入札書、売電料金計算書等の誤記載等に注意すること（入札書等の不受理や無効の原因となる）。

7 入札開札日時

(1) 入札の日時及び場所

令和5年1月18日（水） 午前10時00分
倉浜衛生施設組合 管理棟3階 大会議室

8 落札候補者の決定方法

ア 開札後、入札金額（仕様書別紙一覧に示した契約電力及び予定使用電力量に、契約単価を乗じて得た金額の合計。）が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として決定する。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上ある時は、ただちにくじによって落札者を決定するものとする。なお、当該入札をした者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

9 落札者の決定方法

開札後、資格審査書類の事後審査により落札者を決定する。

10 契約方法

落札者が入札において提示した月単位の基本料金及び電力量料金の単価で契約する。

1 1 その他

(1) 入札保証金

入札参加者が見積もる入札金額（仕様書別紙一覧に示した契約電力及び予定使用電力量に、契約単価を乗じて得た金額の合計）の100分の5以上の金額の入札保証金を、現金または管理者が確実に認める有価証券等で納めなければならない。ただし、「沖縄市契約規則」第16条第1項第1号または第2号に該当するときは、入札保証金の全部または一部を免除することができる。

(2) 契約保証金

受注者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して7日以内に、落札金額（仕様書別紙一覧に示した契約電力及び予定使用電力量に、契約単価を乗じて得た金額の合計）の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、「沖縄市契約規則」第37条第1項第1号または第2号に該当するときは、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

(3) 契約手続における交渉の有無

仕様書等に記載のない事由については、協議により決定することができる。

(4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から7日以内の日（土日祝祭日を除く）に、本組合と契約書を取り交わすものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。

イ 落札者が前記アの日に正当な理由なく契約書の取り交わしをしないときは、その落札は効力を失う。また、落札決定を取り消された者は、違約金（契約金額の100分の5に相当する額）を納付しなければならない。

ウ 契約書は2通作成し、本組合及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書様式は本組合が交付する。

オ 契約書は、本組合が契約の相手方とともに書面に記名押印しなければ確定しないものとする。

カ 落札者が令和5年3月31日までに入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、本契約書は解除となる。

キ 前記カについて、本組合は、一切の損害賠償の責めを負わない。

(5) 契約条項

別紙「電力需給契約書（案）」のとおり。

※契約書は案です。所定の様式がある場合、または、必要に応じて協議の上、内容の変更を調整します。